

秋田市訓令第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第11条産業企画課長専決事項の項に次の1号を加える。

(12) 園芸振興センターの使用許可に関する事。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。